

物流経営士資格認定講座実施規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この実施規程は、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が、トラック運送事業の健全な発展のため、事業に関する知識及び技能の向上を図り、以てトラック運送事業の経営に携わる者の資質の向上に資するため、物流経営士資格認定講座（以下「講座」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 物流経営士資格認定講座実施機関

(承 認)

第2条 都道府県トラック協会及び全ト協が認める団体（以下「協会等」という。）が、この実施規程に基づく講座を実施しようとするときは、物流経営士資格認定講座実施機関（以下「実施機関」という。）として全ト協の承認を受けなければならない。

(承認の申請)

第3条 承認を得ようとする協会等は、承認申請書に「講座実施規程」及び「講習カリキュラム」を添えて全ト協に提出しなければならない。

2 前項の「講座実施規程」は、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

- 一 講座の実施回数、時期及び場所に関する事項
- 二 講座を受講しようとする者の資格に関する事項
- 三 講師等の選任に関する事項
- 四 試験の実施方法等に関する事項
- 五 合否の判定に関する事項
- 六 合格者の証明及び登録に関する事項
- 七 講座の受講料等に関する事項
- 八 その他必要な事項

3 第1項の「講習カリキュラム」は、別に定める「標準カリキュラム」を充足するものでなければならない。

第3章 物流経営士資格認定講座

(講座の構成)

第4条 講座は、講習及び試験により構成する。

(受講資格)

第5条 講座は、次のいずれかに該当する者でなければ、受けることはできない。

一 都道府県トラック協会に加盟する会員企業に所属し、貨物自動車運送事業及び貨物運送取扱事業又は物流部門に関連する業務に2年程度の実務経験を有する者

二 協会等が前号に準ずると認める者

三 前各号のほか、受講申込み時点より前6ヵ月において罰金刑以上の刑を課せられていない者

2 前項のほか、実施機関は、貨物自動車運送事業を営む企業以外に所属し、前項第1号の者と同等以上の能力を有するものと認める者について、受講を認めることができる。ただし、講座が前項に定める受講生で定員に達する場合はこの限りではない。

(講習の内容)

第6条 講習は、物流全般に関する知識を習得できる体系的なプログラムによるものとし、承認を受けた「講習カリキュラム」により行わなければならない。

(修了者の決定)

第7条 講習を終了した者（以下「修了者」という。）の決定は、出席率等を考慮した上で実施機関が行う。

(試験受験資格)

第8条 試験は、修了者でなければ受験することができない。

(試験の内容)

第9条 試験の内容は、第14条の認定委員会が示す基準に従い、実施機関が定める。

(合格者の決定)

第10条 試験の合格者の決定は、実施機関が行う。

(合格者名簿の提出)

第11条 実施機関は、前条で決定した合格者の名簿を全ト協に提出しなければならない。

(合格者の証明及び登録)

第12条 全ト協会長は、合格者に対し別に定める様式による物流経営士認定証(以下「認定証」という。)を交付する。

2 全ト協は、物流経営士合格者名簿に、次に掲げる事項を登録する。

- 一 合格者の氏名
- 二 生年月日
- 三 勤務先
- 四 登録年月日及び登録番号

(認定証の再交付)

第13条 認定証を汚損し又は失った合格者に対しては、認定証の再交付を行うことができる。

2 前項の再交付は、有料とし、その手数料の額は別に定める。

第4章 物流経営士資格認定委員会

(設置)

第14条 全ト協は、講座の実施を公平かつ合理的に行うため物流経営士資格認定委員会(以下「認定委員会」という。)を設置する。

(認定委員会の構成)

第15条 認定委員会は、トラック運送事業について専門的な知識を有する者のうちから、会長が選任した委員(以下「認定委員」という。)により構成す

る。

(認定委員の任期)

第 16 条 認定委員の任期は選任の日から 2 年間とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(正副委員長)

第 17 条 認定委員会は、正副委員長を各 1 名置き、委員長は認定委員会を主催する。副委員長は委員長を補佐し、委員長がその職務を遂行できない事態が発生した場合には、委員長に替わってその職務を代行する。

(協議事項)

第 18 条 認定委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 実施機関の承認に関する事項
- 二 標準カリキュラムに関する事項
- 三 講座の実施に関する事項
- 四 試験内容の基準に関する事項
- 五 合否の基準に関する事項

(委員会の開催)

第 19 条 委員会は、委員長が招集する。

第 5 章 雑 則

(秘密の保持)

第 20 条 全ト協及び実施機関において、講座の運営に携わる者又は携わったことのある者は、講座の実施に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第 21 条 その他講座に関し必要な細目は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この実施規程は、平成10年7月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この実施規程施行前に、協会等が「標準カリキュラム」を充足した講習を行い修了証を交付している場合は、修了証の交付を受けた者に対し、認定証を交付することができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この実施規程は、平成28年7月26日から施行する。